

# 和光新事業創出型事業施設安全管理マニュアル

(平成 20 年 4 月 25 日一部改正)

## 1. 目的

## 2. 関係法令の遵守とマニュアルの適用

## 3. 入居者の責務と中小企業基盤整備機構の役割

## 4. 安全管理上の留意事項

### 4. 1 特殊な実験等に関する特記事項

- ① 遺伝子組み換え実験等
- ② 病原体等微生物取扱い実験等
- ③ 動物実験
- ④ 危険物に関する事項
- ⑤ 特別な対策等を要する特殊な機器設置に関する事項

### 4. 2 環境安全確保の留意事項

- ① 法、条例等に基づく届出義務
- ② 実験排水の処理
- ③ 産業廃棄物
- ④ 一般廃棄物

## 5. 事故発生時の危機管理

### 5. 1 事故発生時の連絡体制の整備

### 5. 2 事故発生時の危機管理対応

## 6. 施設管理上の安全管理対応

### 6. 1 施設管理担当者による安全管理

- ① 入居者に対する指導
- ② 関係行政機関等との連携

### 6. 2 入居者の安全管理対策

- ① 安全管理体制
- ② 入居者の安全管理

### 6. 3 施設点検

### 6. 4 施設のセキュリティ確保

## 7. 安全管理連絡会

### 7. 1 安全管理連絡会の設置

### 7. 2 安全管理連絡会の構成

### 7. 3 安全連絡会の任務

### 7. 4 安全連絡会の会議開催及び活動記録

## 8. その他

### 8. 1 各種保険

## 1. 目的

和光新事業創出型事業施設安全管理マニュアルは、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が管理する和光理研インキュベーションプラザ（以下、「本施設」という。）において、和光理研インキュベーションプラザ入居者（以下、「入居者」という。）の安全な事業活動を確保するとともに、用地所有者である理化学研究所及び周辺住民等に対し危険又は迷惑を及ぼすことがないようにするために、安全管理に関する関係者への周知と必要事項を策定したものである。

## 2. 関係法令の遵守とマニュアルの適用

入居者は、その事業活動にあたり「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「環境基本法」、「消防法」、「毒物及び劇物取締法」、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下、「カルタヘナ法」という。）」、「下水道法」、「水質汚濁防止法」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「高圧ガス保安法」などの法律の他、「埼玉県生活環境保全条例」等、安全衛生に関するすべての関係法令を遵守するとともに、施設利用の安全衛生管理上のルールとして本マニュアルを適用するものとする。

## 3. 入居者の責務と中小機構の役割

入居者は、本施設内で行う自らの事業活動の安全衛生についてすべての責務を負うものとする。

中小機構は、施設全体の安全衛生管理と入居者が行うべき安全衛生管理の的確な支援のため、関係者による安全管理連絡会の組織運営を担うとともに行政機関や学術機関等と連携して入居者の安全衛生管理に関する周知や啓蒙の中心的な役割を負うものとする。

## 4. 安全管理上の留意事項

### 4. 1 特殊な実験等に関する特記事項

本施設で行う安全管理上特別な管理等を要する各種研究・実験、またこれに必要な実験等機器については、法令、省令等に遵守するものとする。

#### ① 遺伝子組み換え実験等

本施設では、「カルタヘナ法」に基づく実験等について、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）」に定める拡散防止措置の区分の「P2」レベル以下の実験が可能である。

入居者は独自に、主に以下項目等を定めた遺伝子組み換え実験に関する安全管理規程を作成するものとする。

- ・安全委員会の設置
- ・安全管理体制の構築（安全主任者の任命）
- ・実験計画の策定（実験管理者の任命も含む）
- ・拡散防止措置

- ・教育訓練
- ・緊急事態発生時の措置

各社規程に則し、上記内容を事前に書面で中小機構に提出するものとする。

#### ②病原体等微生物取扱い実験等

本施設では、「レベル1」「レベル2」までの病原体を使用した実験が可能。また実験実施にあたっては、入居者は独自に、主に以下項目等を定めた病原体等微生物取扱い実験に関する安全管理規程を作成するものとする。

- ・安全委員会の設置
- ・安全管理体制の構築
- ・実験計画の策定
- ・拡散防止措置
- ・教育訓練
- ・緊急事態発生時の措置

各社規程に則し、上記内容を事前に書面で中小機構に提出するものとする。

#### ③動物実験

本施設では、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、平成17年6月22日改正）」及び「実験動物の飼養及び保管等に関する基準（昭和55年3月27日総理府告示第6号、平成14年5月28日）」等の関係法令を遵守するものとする。また実験実施にあたっては、これら法令等を遵守のうえ入居者が動物実験（遺伝子組換え動物を含む）を行う場合は、本施設での飼育は禁止するとともに、小動物までを範囲として、事前に中小機構に相談するものとする。

#### ④危険物に関する事項

入居者が、消防法に定める危険物、毒物及び劇物取締法に定める毒物又は劇物その他の危険物の製造、持込又は保管等を行おうとする場合は、事前に申請を行うとともに（危険物の製造、持込、保管等承諾申請書）、中小機構の承諾を得た後、法令等に基づく所用の手続きを行うものとする。

#### ⑤特別な対策等を要する特殊な機器設置に関する事項

本施設へのRI設置は禁止する。その他放射線を発生させる装置等特別な措置を要する機器の使用に関しては、事前に中小機構に相談し、承認を受けるものとする。

### 4. 2 環境安全確保の留意事項

#### ①法、条例等に基づく届出義務

法令等に基づき、行政への届出義務を各入居者が負うものとする。届出義務を負う入居者は、行政関連窓口にて必要な諸手続きを行うものとする。また届出等の必要書類の写しを中小機構へ提出するものとする。

## ② 実験排水の処理

本施設では各居室からの実験排水を理化学研究所内の実験排水処理施設で処理する。そのため原則として排水できるものは三次以降の洗浄水とし、原液、一次および二次洗浄水については入居者が個別に産業廃棄物処理するものとする。なお、各居室からの排水については、定期的なモニタリングを実施する。

また、居室備え付きの排水口に排水される方は、法律に基づき和光市への特定施設の設置届の提出が必要であり、その提出方法等の詳細は中小機構に問い合わせるものとする。

## ③ 産業廃棄物

産業廃棄物は各入居者の居室内に保管し、入居者各自が直接処理業者と契約の上、入居者の責任・負担で処理するものとする。

## ④ 一般廃棄物

一般廃棄物は分別を行ったうえ指定曜日に本施設屋外ゴミ置き場に出すこととする。なお、引っ越しの際に発生する大量の一般廃棄物処理等は、入居者にて処理するものとする。

## 5. 事故発生時の危機管理

### 5. 1 事故発生時の連絡体制の整備

中小機構の和光理研インキュベーションプラザ管理担当者（以下「施設管理担当者」という。）は、事故が発生した場合を想定し、関係者に正確に情報が通報されるよう、緊急時の連絡網を策定し、関係者に周知する。

（例）事故や異常事態の通報は、原則として24時間体制で機能している委託警備会社 総合警備保障㈱（緊急連絡先の登録）を経由し、常駐インキュベーションマネージャー、消防、警察、緊急病院、関係機関（県、市等）、入居者等に同時通報されるシステムをとっている。特に、施設管理担当者には情報が集約する体制をとるものとする。

### 5. 2 事故発生時の危機管理対応

施設管理担当者は、事前に事故が発生した場合を想定し、関係者が連絡を受けた場合の緊急時対応計画等を検討するものとする。

## 6. 施設管理上の安全管理対応

### 6. 1 施設管理担当者による安全管理

#### ① 入居者に対する指導

施設管理担当者は、入居者の事業計画書、模様替え等承諾申請書、工作物等設置承諾申請書、危険物の製造、持込、保管等承諾申請書及びヒアリング等を通じて入居者

の施設利用及び安全管理対応を確認の上、必要に応じ行政機関等の指導を仰ぎ、入居者事業活動上の安全性の確保に努めるものとする。

## ② 関係行政機関等との連携

施設管理担当者は、安全管理及び環境保全関係の行政機関（消防署、警察署、県、市の環境部局等）や専門家と連携を図り、必要に応じ入居者に対するモニタリング調査の実施や安全管理関係のセミナー、イベント等の啓発活動を通じ、入居者事業活動上の安全確保に努めるものとする。

## 6. 2 入居者の安全管理対策

### ① 安全管理体制

当施設の安全性を確保するために、入居者は施設管理担当者に対して、以下のものを配置する旨、連絡する。

- イ、安全管理責任者及び日常窓口担当者
- ロ、防火責任者（火元責任者）及び防火管理担当者
- ハ、緊急連絡先（住所、氏名、電話）原則2名以上

### ② 入居者の安全管理

入居者は、安全管理関係書類、模様替え承諾等申請書等を中小機構に提出し、安全管理体制に鑑み適切な防災管理計画を立案、実行するものとする。

## 6. 3 施設点検

施設管理業務を㈱光和等に委託しており、施設（機構管理設備を含む）の良好な維持管理を行うために施設点検等を行い、施設・設備の安全確保を図るものとし、施設管理担当者は、以下の業務内容を把握し、施設・設備の異常がないか、常時留意するものとする。

### 施設管理業務（安全管理関係）の内容

#### （i）設備管理業務

- ・ 消防設備（消火器、自動火災報知設備、屋内消火栓、非常照明設備等の法定点検）
- ・ 昇降機設備（法定点検、定期点検）
- ・ 自動扉（定期点検）
- ・ 緊急シャワー（定期点検）
- ・ 空調換気設備（定期点検）
- ・ 給排水衛生設備（受水槽、中和処理装置、雨水貯留槽等の点検）

#### （ii）消耗品交換・補充業務

#### （iii）各種代行業務（受変電設備：電気主任技術者等の代行）

#### （iv）その他業務（清掃業務・植栽管理等）

施設管理担当者は、入居者による管理施設（模様替えによる内装設備、工作物、持込危険物等）については、入居者に定期的に点検を行う等の指導を行い、確認するものとする。

#### 6. 4 施設のセキュリティ確保

施設機械警備業務を総合警備保障㈱に委託しており、地域事情及び施設の特色に合わせた警備形態をとり、施設のセキュリティ確保を図っている。

その他、入居者において独自セキュリティシステムを構築する場合は、施設セキュリティシステムと十分連携を図るものとする。

##### 施設機械警備業務の委託

- ①目的：機械警備機器等を整備し、施設に係る火災・盗難を防止するとともに、設備警報盤異常の監視、通報及びその他の不良行為を排除し、施設・物品の保全を図るものとする。
- ②業務内容：(i) 火災・不法侵入及び総合警報盤異常の監視、通報不良行為の拡大防止  
(ii) 事故及び設備等の異常発生時における関係先等への通報連絡  
(iii) 各種定期報告書及び事故報告書の提出
- ③警備設備：(i) 居室内侵入者に対し、人感センサー感知設備配置  
(ii) 廊下側扉の開閉に対し、マグネットセンサー感知設備配置

### 7. 安全管理連絡会

#### 7. 1 安全管理連絡会の設置

施設管理担当者は、入居者事業活動上の安全管理を確認し、かつ安全管理に関する情報を共有することにより、施設全体の安全を確保し周辺住民等に危険又は迷惑を及ぼさないようにするために、本施設内に関係者等で構成する安全管理連絡会を設置するものとする。

#### 7. 2 安全管理連絡会の構成

1) 安全管理連絡会の構成案は次のとおり。

①施設管理担当者

②中小機構関東支部 支援拠点サポート課

③委託警備会社：総合警備保障㈱ 施設管理会社：㈱光和 の管理責任者

必要に応じて、入居企業等の安全管理責任者、関係行政機関（実験に関する内容、防災に関する内容により異なる）に参加を依頼するものとする。

2) 安全管理連絡会の中に、入居者が本施設で行う特殊実験を管理するための専門の部会（以下「特殊実験専門部会」という。）をおく。本部会には特殊実験に精通した専門の委員を招致し、施設管理担当者とともに、入居者が行う特殊実験の内

容を事前に把握するとともに、法令、省令等に定める安全管理対策の措置が講じられているか、調査することができるものとする。加えて本施設内で行われる特殊実験の管理方法に関し、検討するものとする。

3) 安全管理連絡会は、中小機構が運営する。

#### 7. 3 安全管理連絡会の任務

安全管理連絡会は、主として以下の任務を負う。

- ①安全管理連絡会の会議の開催及び運営
- ②入居者の事業活動上の安全管理・消防計画に係る確認及び情報収集
- ③安全活動方針、入居者に対する啓発活動方針の検討
- ④緊急時対応計画の検討
- ⑤その他、施設の安全管理に関する事項

#### 7. 4 安全管理連絡会の会議開催及び活動記録

- ①安全管理連絡会の会議は原則として、年1回、定例会を開催するほか、必要に応じて中小機構が招集する。
- ②中小機構は、安全管理連絡会の会議を開催した時には議事録を作成しこれを保管する。

### 8. その他

#### 8. 1 各種保険

中小機構は火災等のリスク移転のため、本施設について、①普通火災保険、②施設賠償責任保険（漏水担保特約等付）に加入しており、施設管理担当者はその内容（事故時の対応含む）等を確認しておくものとする。

##### 1) 保険内容

###### ①普通火災保険

- ・火災、落雷、破裂、爆発、風災、ヒョウ災、雪災によって建物内造作に生じた損害補償

###### ②施設賠償責任保険

- ・建物や施設等の機構所有物に瑕疵や管理上の不備があり、それに起因して事故が起きた場合の損害補償

##### 追加特約事項

###### ②-1 漏水担保特約

- ・雨漏りや水道管破裂等による損害を担保する特約を付保する。

###### ②-2 追加被保険者特約

- ・主契約で被保険者となる中小機構に加えて、入居者を被保険者とするための特約を付保する。

②-3 交差責任担保特約

- ・ 被保険者間を互いに他人とみなし、中小機構から入居者、あるいは入居者から中小機構への関係にあっても保険金の対象となる特約を付保する。

②-4 昇降機賠償責任担保

- ・ 昇降機の故障等で損害を与えた場合等を担保する特約を付保する。